

## ○園での薬の扱いについて

### 保育園では原則として、薬の使用ができません

「保育園と薬」の基本的な考え方として保育園へ登園する子どもたちは、ほとんど集団生活に支障がない健康状態にあり、通常業務として保育園で薬を扱うことはないとされています。また、投薬は法律の定める「医療行為」になるため、原則として、保育園で薬はお預かりしないことになっています。

おねがい

医師の診察を受ける時は、『お子さんが現在〇〇時から〇〇時まで保育園に在籍していること』、『保育園では原則として、薬の使用ができないこと』、をお伝えの上、保育時間中に薬を服用しなくてもすむ処方『朝夕の2回薬や朝夕寝る前の3回薬等の服用』を配慮してもらうよう依頼してください。

### どうしても保育時間中に投薬しなければならない場合

どうしても保育時間中に投薬しなければならない場合は、保護者が来園して与えていただくこととなります。ただし、緊急やむを得ない理由で保護者が来園できない場合は、保護者と園側で話し合いの上、保育園の担当者が保護者に代わって、日本保育園保健協議会の指針に沿って下記のように対応します。

#### 1. 保育園で与えられる薬は医師が処方した薬のみです

市販の薬、保護者の個人的な判断で持参した薬は、保育園では対応できません。お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、或いはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限りです。

#### 2. ①②③を薬に添付して直接担任または職員に手渡してください

万全を期するため、『①投薬依頼書』『②投薬確認表』に必要事項の記載と『③薬剤情報提供書（薬の説明）』が必要

です。これらが揃わない場合は、服用させることができません。

#### 3. 持参する薬は必ず1回ずつに分けて、当日分のみご用意ください

1回分に分けた薬の袋や容器には、必ずお子さんの名前を記載してください。

#### 4. 座薬の使用は原則として行いません

やむを得ず使用する場合は、医師からの具体的な指示書を添付してください。なお使用に当たっては、その都度保護者にご連絡しますのでご了承ください。初めて使用する座薬については対応できません。

#### 5. 保育者による症状の判断が必要なものは投薬できません

「熱が出たら飲ませる」「咳が出たら…」「発作が起こったら…」というように症状を判断して与えなければならぬ場合は、保育園としてはその判断ができませんので、その都度保護者にご連絡することになりますのでご了承ください。

#### 6. 慢性の病気の対応について

慢性の病気（気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気）の日常における投薬や処置が必要な場合は、保育所保育指針（厚労省）によって、子どもの主治医または嘱託医の指示書に従うとともに、相互の連携が必要です。何か必要なことがある場合には、園でどんな対応ができるか、また、保護者にどんな対応をお願いするか協議します。

※保育園では、薬により生じた事故については責任は負えませんのでご了承ください